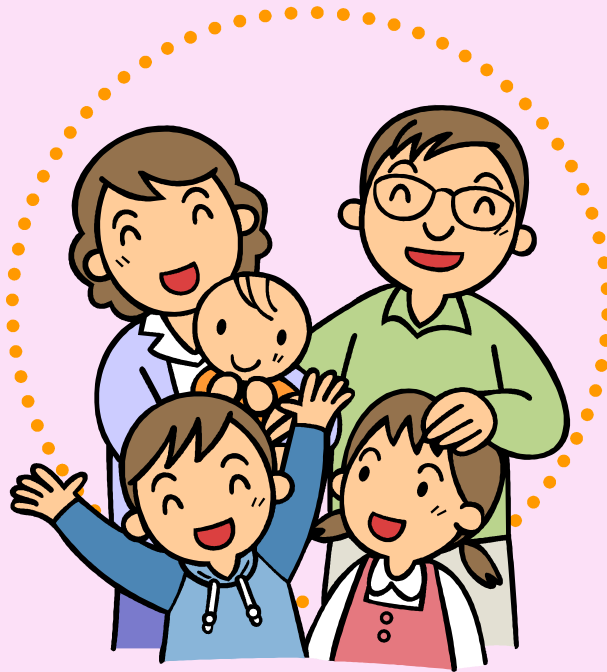


自筆証書遺言書 作成・保管申請キット



松江地方法務局

法務局 大事な遺言書 預かります



遺言書の作成を推奨する人（12選）

【遺言書作成の目的】

- ①遺言者の最終意思の実現 ②相続トラブルの発生防止
③円滑な相続手続の実現 ④残された人への最後の手紙

令和3年12月22日
松江地方務局作成

	遺言書を作成する人	遺言書の作成を推奨する理由等
1	夫婦間に子どもがいない人	義父母や義兄弟姉妹と交流がなかったり、関係が良くなかったりする場合は、遺言を残すことで、これらの姻族と残された配偶者間の遺産分割協議を避けることができます。 また、遺言者の兄弟姉妹は遺留分を有しないため、遺言を残しておけば、義兄弟姉妹から、遺留分侵害額を請求されることはありません。
2	相続人以外に財産を託したい人	遺言を残しておく、法定相続人以外(子の配偶者や孫、甥や姪、法定相続分を有しない兄弟姉妹、内縁の妻(夫)、お世話になった友人・知人、企業・団体など)に財産を託することができます。遺言を残しておかなければ、これらの方に遺産を譲渡したくても、分配されません。
3	相続人同士の仲が良くない人	相続人同士仲が悪く、遺産分割協議でもめそうな場合は、裁判所の調停や訴訟等で争って解決する可能性が高くなります。そうすれば、遺産争い(争続)によって、相続人同士の関係が更に悪化することとなります。遺言を残すことで、遺産相続上の争いを、極力回避することができます。
4	離婚した相手との間に子どもがおり、その後に再婚した人	先妻(夫)に相続権はありませんが、先妻(夫)との子は相続人であるため、後婚の配偶者や子がいると、相続人同士が、遺産分割協議でもめることが予想されます。
5	独身で子どもがいない人	独身で子どもがいない場合、法定相続人は、第1順位：父母など(直系尊属)、第2順位：兄弟姉妹(死亡している場合は代襲相続あり。)となります。相続トラブルを防止するため、遺産を誰に託すのか決めておくことが望まれます。
6	内縁の妻(夫)がいる人	内縁の妻(夫)は法定相続人ではないため、遺産を相続することができません。よって、内縁の妻(夫)に遺産を託したい場合は、遺言を残しておく必要があります。
7	不動産を所有している人	不動産は、同じ価値になるように均等に分割するのが難しく、また、共有持分で所有すると、維持管理に掛かる費用や居住権の問題など、何かとわずらわしいことが多くなるため、遺産分割協議でもめる可能性があります。 また、不動産が自宅だけの場合は、実際に分割することができないため、共有持分にして所有する人もいます。しかし、後で自宅を売却して処分するときに共有者全員の同意が必要となるなど、手続が面倒になりますので、遺言で自宅を誰に託すのか決めておくことが望まれます。 配偶者居住権(住んでいる建物に配偶者が無償で住める権利)を考慮して遺言することもできます。
8	相続人がいない人	家族や親族などの法定相続人が全くいない場合、遺産は最終的に国庫に帰属(国が取得)することとなります。遺言を残すことによって、任意の人・団体等に譲渡することができます。
9	援助が必要な相続人がいる人	相続人に認知症、知的障害、精神障害などの判断能力を欠く人がいる場合、遺産分割協議の当事者になれないため、家庭裁判所で成年後見人を選任してもらう必要がありますが、遺言を残すことによって、遺産分割協議を経ずに相続できます。 また、生活支援を必要とする遺族の安定した生活と福祉のため、遺言者が希望する介護や介助の方法等を遺言書に表すことができます。
10	相続させたくない「人」や「財産」がある人	長年親不孝であった子や、交流の全くない前妻との子など、相続させたくない法定相続人がいる場合は、遺言によって相続分を減らしたり、ゼロにすることができます(遺留分の考慮は必要です)。また、虐待や重大な侮辱を行った法定相続人がいる場合は、遺言書に廃除の意思を表すことができます(遺言書に基づき家庭裁判所で相続廃除の可否が判断されます)。 借金などの相続させたくないマイナス財産がある場合は、遺言書や財産目録を残しておけば、法定相続人の選択肢として、「単純承認」、「限定承認」、「相続放棄」について考える時間の猶予を与えることができます。
11	会社経営や個人事業を営んでいる人	遺言を残しておけば、跡取りに事業経営をスムーズに引き継いでもらうことができるとともに、事業経営に必要な個人名義の財産(株式、機械、設備、事務所など)の相続手続がスムーズにできます。
12	相続人に行方不明・生死不明の人がいる人	相続人の中に行方不明、生死不明の人がいるときは、それぞれ家庭裁判所で不在者財産管理人選任、失踪宣告の手続をとってから、遺産分割協議を行うこととなりますが、遺言でこれらの人を除いておけば、裁判所での手続は必要ありません。

添付の書類（資料等）

- 遺言書用紙 2 枚
- 遺言書記載例（ひな形）
- 保管申請書
- 保管申請書の記入上の注意事項
- 遺言書の保管申請をするためのチェックリスト
- チラシ 1 枚
- パンフレット（「自筆証書遺言書保管制度（お知らせ）」）

遺言書の保管申請手続

「自筆証書遺言書保管制度（お知らせ）」（ピンク色のパンフレット） 3 ページに記載しています。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にご連絡ください。詳しい説明をお聞きになりたい方は、**⑦供託課**の窓口までお越しくください。



〒690-0001 松江市東朝日町192番地3
松江地方法務局 供託課
TEL : 0852-32-4240
FAX : 0852-27-1552



こちらからは松江地方法務局のHPで
自筆証書遺言書保管の手続をご確認
できます。



こちらからはYouTubeで
動画をご覧いただけます。

遺言書

- 1 私は、私の所有する別紙1の不動産を、妻遺言雪子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 2 私は、私の所有する別紙2の預金を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 3 私は、私の所有する別紙3の~~不動産~~を、二男遺言二郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。 株式 **遺言**
- 4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
住所 島根県松江市母衣町〇〇番地
職業 〇〇
氏名 東京和男
生年月日 昭和30年2月2日

令和5年10月1日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地


遺言太郎 **遺言**

上記3中、2字削除、2字追加 遺言太郎

全ページ共通注意事項

一定の余白（左20ミリ以上、右5ミリ以上、上5ミリ以上、下10ミリ以上）が必要です。

目 録


- 1 所 在 松江市母衣町
地 番 ○番
地 目 宅地
地 積 ○平方メートル
- 2 所 在 松江市殿町○○番地
家屋番号 ○番 母衣 
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2階建
床 面 積 1階 ○平方メートル
2階 ○平方メートル

遺 言 太 郎




上記 2 中、 1 字削除 2 字追加 遺言太郎

店番 ○○○	口座番号 ○○○○○○○○	○○銀行
遺言太郎様		
普通預金通帳		
※ 通帳のコピー		

遺言太郎 

目 録

私名義の株式会社法務組の株式 12,000株

遺言太郎 

① 申請年月日 令和 2 年 7 月 20 日

② 遺言書保管所の名称 東京 (地方) 法務局 支局・出張所

遺言書の保管申請書

【遺言者欄】※保管の申請をする遺言者の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

③ 遺言書の作成年月日 1 1:令和/2:平成/3:昭和 2 年 7 月 10 日

④ 遺言者の氏名 姓 遺言 太郎
名 太郎
遺言者の氏名(フリガナ) 姓 イゴン
名 タロウ
遺言者の出生年月日 3 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 25 年 1 月 1 日

遺言者の住所 〒 100 - 8977
都道府県 市区町村 東京都千代田区霞が関1丁目
番地 1番1号
建物名
遺言者の本籍 都道府県 東京都 市区町村 千代田区霞が関
大字丁目 1丁目
番地 1番地
筆頭者の氏名 遺言者と同じ
(注)筆頭者が遺言者と異なる場合は、記入してください。
姓
名
遺言者の国籍 (国又は地域) コード 国名・地域名
(注)外国人の場合のみ記入してください。
⑥ 遺言者の電話番号 0900000000000000
(注)ハイフン(ー)は不要です。

遺言書の保管申請書の記入上の注意事項

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、拡大縮小せずに使用してください。

本申請書は、手書きで記載することも可能ですが、その場合は、読み取り誤りを防ぐため、所要事項の記載及び該当事項のチェックは明瞭に記入願います。

①申請年月日

申請書を提出する日を右詰めで記入してください。数字が1桁の場合、0を記入する必要はありません（以下、年月日を記入する場合について同じです。）。

例えば、令和2年7月20日を申請日として記入する場合は、「令和02年07月20日」ではなく、「令和 2年 7月20日」と記入してください。

②遺言書保管所の名称

申請書を提出する遺言書保管所の名称を記入してください。遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合は、当該遺言書保管所に申請書を提出する必要がありますので、当該遺言書保管所の名称を記入してください。

【遺言者欄】

③遺言書の作成年月日

遺言書に記載されている作成年月日を記入してください。

④遺言者の氏名、出生年月日、住所、本籍及び筆頭者の氏名

遺言者の氏名、出生年月日、住所（郵便番号を含みます。）、本籍及び筆頭者の氏名を住民票等の記載どおりに正確に記入してください。なお、遺言者が筆頭者である場合には、「□遺言者と同じ」にチェックするのみで筆頭者の氏名の記入は不要です。

フリガナについては、濁点・半濁点（「ゴ」や「プ」等）は同じマスに記入してください。

外国人の場合は、申請書の記載は全て日本語によるものとして、ローマ字ではなく、カタカナ又は漢字で記入してください（他の氏名等欄について同じです。）。また、本籍と筆頭者の氏名の記入は不要です。

⑤遺言者の国籍（国又は地域）

外国人の場合は、国名コード表を参照し、該当する国名コードと国又は地域の名称を記入してください（日本人の場合は、記入不要です。）。

⑥遺言者の電話番号

平日に連絡の取れる遺言者の電話番号を左詰めで記入してください（ハイフン(ー)は不要です。）。

⑦申請書のページ数

申請書の当該ページ数及び総ページ数（「1/5」、「2/5」など）を記入してください。



1001

⑦ ページ数 1/5

【遺言者本人の確認・記入等欄】※以下の事項について、全て確認の上、記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

⑧ 遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所に保管の申請をする。
(注) 不動産の所在地を記入してください。

都道府県	□□□□	市区町村	□□□□□□□□□□
大字丁目	□□□□□□□□□□		
番地	□□□□□□□□□□		

⑨ 申請に係る遺言書は、私が作成した民法第968条の自筆証書による遺言書に相違ない。

⑩ 現在、遺言書保管所に他の遺言書が保管されている。

① ⑩他の遺言書が保管されている場合は、その保管番号を記入してください。
(注) 複数ある場合には、備考欄に記入してください。

保管番号 H □□□□ - □□□□□□ - □□□□□□□□ - □□

② 上記①の遺言書が保管された後、氏名、出生年月日、住所、本籍(外国人にあっては、国籍(国又は地域))又は筆頭者の氏名に変更があった場合は、その変更内容を記入してください。

変更内容

上記①の保管番号の遺言書について、上記②の変更内容に基づく変更届出を行う。
(注) 変更を証する書類を添付してください。

手数料の額 金 3,900円

⑪ 遺言者の記名

⑫ 備考欄

⑬ 遺言書の総ページ数 ページ



1002

ページ数 2 / 5

【遺言者本人の確認・記入等欄】

⑧不動産の所在地

遺言者の住所地又は本籍地を管轄する遺言書保管所に申請する場合は、記入不要です。

遺言者の住所地又は本籍地を管轄する遺言書保管所ではなく、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所に申請する場合には、□にチェックし、遺言者が所有する不動産の所在地を記入してください。

⑨民法第968条の自筆証書遺言に係る遺言書

遺言者本人が自署して作成した遺言書である旨を確認して□にチェックしてください。

⑩他の遺言書が保管されている場合

遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合は、「現在、遺言書保管所に他の遺言書が保管されている。」にチェックし、現に保管されている他の遺言書の保管番号を保管証を確認するなどして右詰めで記入してください。

また、他の遺言書が保管された後、遺言者の氏名、出生年月日、住所、本籍(外国人にあっては、国籍(国又は地域))又は筆頭者の氏名に変更があった場合は、変更の届出を行う必要があります。この場合、変更届出書(別記第6号様式)の提出に代えて、本申請書でもって変更の届出を行うことができますので、変更届出を行う旨の□にチェックし、変更内容を記入してください。なお、変更の届出を行う場合は、住民票の写し等の変更を証明する書類の添付が必要です。

例えば、住所変更があった場合は、以下の例により記入してください。

(記入例)

令和○年○月○日住所変更

変更前 △△県△△市△△町△丁目△番△号

変更後 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

なお、上記の例により住所変更の届出をした場合でも、2通目以降の遺言書の保管の申請をする場合の遺言書保管所は、1通目と同じ遺言書保管所です。

⑪遺言者の記名

記名してください(押印は不要です。)

⑫備考欄

記入欄が不足する場合や補足として記入すべき事項がある場合に適宜記入してください。

⑬遺言書の総ページ数

遺言書(財産目録が添付されている場合は、当該財産目録も遺言書に含まれます。)の総ページ数を記入してください。

【受遺者等・遺言執行者等欄】 ※遺言書に記載している受遺者等又は遺言執行者等の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

⑭ 受遺者等又は遺言執行者等の番号 番
(注)受遺者等又は遺言執行者等の全員に対して通し番号を記入してください。

⑮ 受遺者等又は遺言執行者等の別 受遺者等 遺言執行者等
(注)受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方にレ印を記入してください。

⑯ 氏名
(注)法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。
 姓 甲 山
 名 花 子
 住所
(注)法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
 〒 102 - 8225
 東京都千代田区九段南1丁目
 番地 1番15号
 建物名

⑰ 出生年月日 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治/6:不明(注)6:不明の場合、年月日は記入不要です。 年 月 日
(注)法人の場合は、記入不要です。
 会社法人等番号

受遺者等又は遺言執行者等の番号 番
(注)受遺者等又は遺言執行者等の全員に対して通し番号を記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等の別 受遺者等 遺言執行者等
(注)受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方にレ印を記入してください。

氏名
(注)法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。
 姓 東京
 名 和 男
 住所
(注)法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
 〒 173 - 0004
 東京都板橋区板橋1丁目
 番地 44番6号
 建物名

出生年月日 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治/6:不明(注)6:不明の場合、年月日は記入不要です。 年 月 日
(注)法人の場合は、記入不要です。
 会社法人等番号

(注)記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。



【受遺者等・遺言執行者等欄】

遺言書に受遺者等又は遺言執行者等の記載がある場合は、所要事項を記入してください。

受遺者とは、遺言により財産を受け取る者のことです。受遺者に類する者として法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第2号に掲げられている者も含み、遺言により認知するものとされた子や遺族補償一時金等の受取人等として指定された者等、遺言により権利を得る者が該当します。

遺言執行者とは、遺言の内容を実現するために必要な手続をする者のことです。遺言執行者に類する者として同項第3号に掲げられている者も含み、財産の管理者や未成年後見人等、遺言により義務を負う者が該当します。

⑭ 受遺者等又は遺言執行者等の番号

受遺者等又は遺言執行者等の全員に対する通し番号を記入してください。1名の場合でも、「1」と記入してください。

⑮ 受遺者等又は遺言執行者等の別

受遺者等又は遺言執行者等の該当する□にチェックしてください。受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方の□にチェックしてください。

⑯ 受遺者等又は遺言執行者等の氏名及び住所

受遺者等又は遺言執行者等の氏名及び住所を記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等が法人、法人でない社団若しくは財団である場合は、姓の欄に商号又は名称を、住所欄に本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。

遺言書保管官は、遺言者の相続開始後、関係相続人等の請求により遺言書情報証明書を交付し又は遺言書若しくは遺言書保管ファイルの記録を閲覧させたときは、その他の遺言者の相続人、受遺者等又は遺言執行者等に対し、当該遺言書を保管している旨を通知します。この通知を適切に行うために、申請書の記入に当たっては、受遺者等又は遺言執行者等の本人から住民票上の住所を確認するなどして、正確に記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等が日本に住所を有しない場合、居住する海外の住所に宛てて遺言書を保管している旨の通知をしますので、⑳備考欄に受遺者等又は遺言執行者等の氏名及び住所をローマ字で記入してください(備考欄に記載された氏名及び住所を通知の宛先として利用します。)

㉑ 受遺者等又は遺言執行者等の出生年月日又は会社法人等番号

受遺者等又は遺言執行者等の出生年月日又は会社法人等番号について、分かる範囲で記入してください。

なお、上記内容は、相続開始後、受遺者等又は遺言執行者等から遺言書情報証明書の交付の請求等がされた際に、請求人が受遺者等又は遺言執行者等本人であることを確認するための情報の一つとして利用されますので、正確に記入してください。

「会社法人等番号」は、特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための12桁の番号です。「法人番号」(13桁)とは異なりますので、ご注意ください。

※会社法人等番号は、①法務局で登記事項証明書を取得する、②登記情報提供サービス(<https://www1.touki.or.jp/>)を利用して登記情報を取得するなどして確認することができます。

※国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)では、「法人番号」(13桁)を確認することができ、先頭の1桁を除いた12桁の番号が「会社法人等番号」です。

【指定する者に対する死亡後の通知等欄】※本通知を希望する場合は、 にし印を記入の上、①又は②のいずれかを選択し、通知対象者の氏名、住所等を記入してください。

18

指定する者に対する死亡後の通知を希望するため、本申請書記載の私の氏名、出生年月日、本籍及び筆頭者の氏名の情報を遺言書保管官が戸籍担当部局に提供すること、並びに私の死亡後、私の死亡の事実に関する情報を遺言書保管官が戸籍担当部局から取得することに同意する。
(注)同意がある場合には、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実に関する情報を取得し、当該遺言者があらかじめ指定する以下に記載の者に対し、遺言書が保管されている旨の通知を行います。

19

① 受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合

通知対象者に指定する受遺者等又は遺言執行者等の番号 番
(注)受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合は、指定する「受遺者等又は遺言執行者等の番号」を記入してください。

20

② ①以外の者を通知対象者に指定する場合

遺言者との続柄 1 :配偶者/2:子/3:父母/4:兄弟姉妹/5:その他 ()

氏名 姓 遺 言

名 雪 子

住所 〒 1 0 0 - 8 9 7 7

都道府県
市区町村
大字丁目 東京都千代田区霞が関1丁目

番地 1 番 1 号

建物名

(注) 1. 本通知の対象者は3名まで指定することができます。
 2. 複数名指定する場合は、用紙を追加してください。
 3. 受遺者等、遺言執行者等又は推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。）以外の者を通知の対象者に指定する場合であっても、当該通知対象者は、遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書（遺言書の内容を確認することができる書面）の交付の請求をすることはできません。

【指定する者に対する死亡後の通知の対象者欄】

本通知は、遺言者が亡くなったことを遺言書保管官が確認したときに、遺言書を保管している旨を遺言者の指定する者に通知する制度です。
 本通知を希望する場合は、同意事項欄にチェックの上、①（受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合）又は②（①以外の者を通知対象者に指定する場合）のいずれかを選択し、所要事項を記入してください。

18 同意を要する事項

本通知を希望する場合は、遺言者の氏名等を戸籍担当部局に提供し、死亡の事実を取得することに同意いただく必要がありますので、記載されている内容を確認の上、記載内容に同意する趣旨で にチェックしてください。

19 受遺者等又は遺言執行者等を通知対象者に指定する場合

受遺者等又は遺言執行者等を死亡時の通知の対象者に指定する場合は、【受遺者等・遺言執行者等欄】に記入した受遺者等又は遺言執行者等のうちから一人を指定し、同欄に記入したその者の番号を記入してください。

20 ①以外の者を通知対象者に指定する場合

①以外の者を死亡時の通知の対象者に指定する場合は、遺言者との続柄並びに指定する者の氏名及び住所を記入してください。法人でない社団若しくは財団である場合は、氏名の姓の欄に商号又は名称、住所の欄に本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。

通知を適切に行うために、指定する者の氏名及び住所は、可能な限り、通知対象者の協力を得て住民票の写し等を確認するなどして、正確に記入してください。



手数料納付用紙

⑲ 東京 (地方)法務局 支局・出張所 御中

⑳ (申請人・請求人の表示)

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

氏名又は名称 遺言太郎

(法定代理人の表示)

住所

氏名

(その他)

㉓ 納付金額 3900円

㉔ 年月日 担当

㉔

印紙貼付欄

収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

㉑ 遺言書保管所の名称

申請書を提出する遺言書保管所の名称を記入してください。

㉒ 申請人の表示

遺言者の住所及び氏名を記入してください。

㉓ 納付金額

「3900円」と記入してください。

㉔ 印紙貼付欄

3,900円分の収入印紙を貼ってください。

なお、貼付した収入印紙には割印をしないでください。

㉔ 担当者使用欄

担当者が使用しますので、何も記入しないでください。

遺言書の保管申請をするためのチェックリスト【遺言者用】

【松江地方法務局】

チェック事項	回答 はい or 該当なし
第1 遺言書について	
1 遺言書の用紙はA4判の丈夫な紙で、文字の判読を妨げるような地紋・色彩はないものですか。	<input type="checkbox"/>
2 遺言書は、本文(全文)、日付及び氏名を自書していますか。 また、氏名の横に押印していますか(印鑑は認印でも可)。	<input type="checkbox"/>
3 遺言書は、消すことができない筆記具(黒色等の濃色の万年筆、ボールペン等)で記載していますか。	<input type="checkbox"/>
4 遺言書の記載内容について	<input type="checkbox"/>
(1) 遺言書の表題には「遺言書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
(2) 遺言書の作成日(日付)は「【例】令和〇年〇月〇日」と記載されていますか(【例】「1月吉日」等の表現は認められません。)	<input type="checkbox"/>
(3) 遺言内容について、「相続させる」、「遺贈する」等の正しい表現を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
(4) 遺言書に記載した受遺者(遺言執行者を含む。)の氏名又は名称及び住所に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>
5 遺言書は、上下左右にそれぞれ余白がありますか(左20mm以上、右5mm以上、上5mm以上、下10mm以上)。	<input type="checkbox"/>
6 遺言書の用紙の裏面に記載はありませんか。	<input type="checkbox"/>
7 遺言書が複数にわたる場合には、遺言書の右下にページ数を記載していますか(【例】1/3、2/3、3/3)。	<input type="checkbox"/>
8 遺言書の記載事項を訂正・加入又は削除した場合、当該箇所に押印をしていますか。 また、遺言書の余白部分に訂正、加入、削除又は変更した旨を付記して、署名をしますか。	<input type="checkbox"/>
9 財産目録を自書していない場合、財産目録の全てのページに氏名を自書し、押印をしていますか。 (遺言書の財産目録について、不動産の登記事項証明書を添付することも認められています。)	<input type="checkbox"/>
10 遺言書は、ホッチキス止めをしていませんか。	<input type="checkbox"/>
11 遺言書の用紙を折りたたんで、封筒などに封入していませんか。	<input type="checkbox"/>

チェック事項

回答
はい or
該当なし

第2 申請書について

申請書の「記入上の注意事項」を参考に記入してください。

申請書の様式、記入上の注意事項は、次のURLにあります。

【法務省ホームページ】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

1 【遺言者欄】の遺言者の氏名、住所、本籍及び筆頭者の氏名は、住民票の写しのとおり記載していますか。

(【例】(正)〇〇町一丁目16番17号 (誤)〇〇町1-16-17)

2 【受遺者等・遺言執行者等欄】には、遺言書に記載された受遺者又は遺言執行者が記載されていますか。

また、受遺者又は遺言執行者の氏名、住所、生年月日は、正しく記載されていますか。

*「受遺者」とは、法定相続人以外の者で、財産を譲り受ける者をいいます。

受遺者等又は遺言執行者等がない場合は、記入する必要はありません。

3 【指定する者に対する死亡後の通知等欄】遺言者が死亡した場合、遺言者が指定した者へ通知をすることを希望する場合、通知をしてほしい者の住所、氏名を記載しましたか。

* 遺言者が指定する者(3名まで)に対して、遺言者が作成した遺言書を法務局で保管していることをお知らせします。

通知することを希望しない場合は、記入する必要はありません。

4 申請書に記載すべき事項は、全て記載しましたか(記載漏れはありませんか。)

また、該当する□にはレ印を記載していますか。

5 記載事項の訂正、加入又は削除をした場合は、二重線を引いてその近辺に清書しましたか。(訂正箇所には押印は入りません。)

第3 添付書類について

1 遺言者の本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写し

2 遺言書が外国語で作成されている場合、日本語による翻訳文

3 添付書類のうち、原本の返却を希望する場合は、「原本に相違ない」旨を記載し、署名(又は記名)・押印したコピー

4 本人確認書類(提示)

(マイナンバーカードや運転免許証等の本人の氏名、出生の年月日、住所、顔写真が表示されている官公署から発行された証明書)

チェック事項

回答
はい or
該当なし

第4 手数料について

- 1 手数料(3,900円分の収入印紙)は準備できましたか。収入印紙は法務局でも購入することができます。
(収入印紙は、手数料納付用紙に貼付しないで持参してください。)

- 全ての項目にチェックが入ると、法務局に申請をすることができます。
- 手続は、予約制となりますので、管轄の法務局に電話か法務省HPから予約をしてください。

【管轄の法務局】は次のいずれかの法務局です。

- ①遺言者の住所地を管轄する法務局
- ②遺言者の本籍地を管轄する法務局
- ③遺言者の所有する不動産の所在地を管轄する法務局



遺言書ほかんガルー

島根県内の遺言書保管所	電話番号	管轄区域
松江地方法務局供託課	0852-32-4240	島根県内全市町村
松江地方法務局出雲支局	0853-20-7732	
松江地方法務局浜田支局	0855-22-0959	
松江地方法務局益田支局	0856-22-0429	
松江地方法務局西郷支局	08512-2-0240	

※ 島根県内在住の方は、島根県内いずれの遺言書保管所でも保管申請ができます。

例えば、島根県在住で、米子市に本籍がある方は、島根県及び鳥取県内いずれの遺言書保管所でも保管申請ができます。

ただし、遺言者の作成した遺言書が既に保管されている場合は、最初に遺言書を保管した法務局となります。

- ご不明な点がございましたら、法務局にお尋ねください。
ただし、遺言の内容に関する御相談はお受けできません。



あなたの書いた遺言書を法務局でお預かりします！

令和2年7月10日から「自筆証書遺言書保管制度」が開始しました。

自筆証書遺言書保管制度について

「遺言書」は相続をめぐる紛争を防止するために有効な手段です。しかし、遺言者が書いた、いわゆる「自筆証書遺言書」は、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、改ざんが行われるおそれなどの問題点が指摘されています。

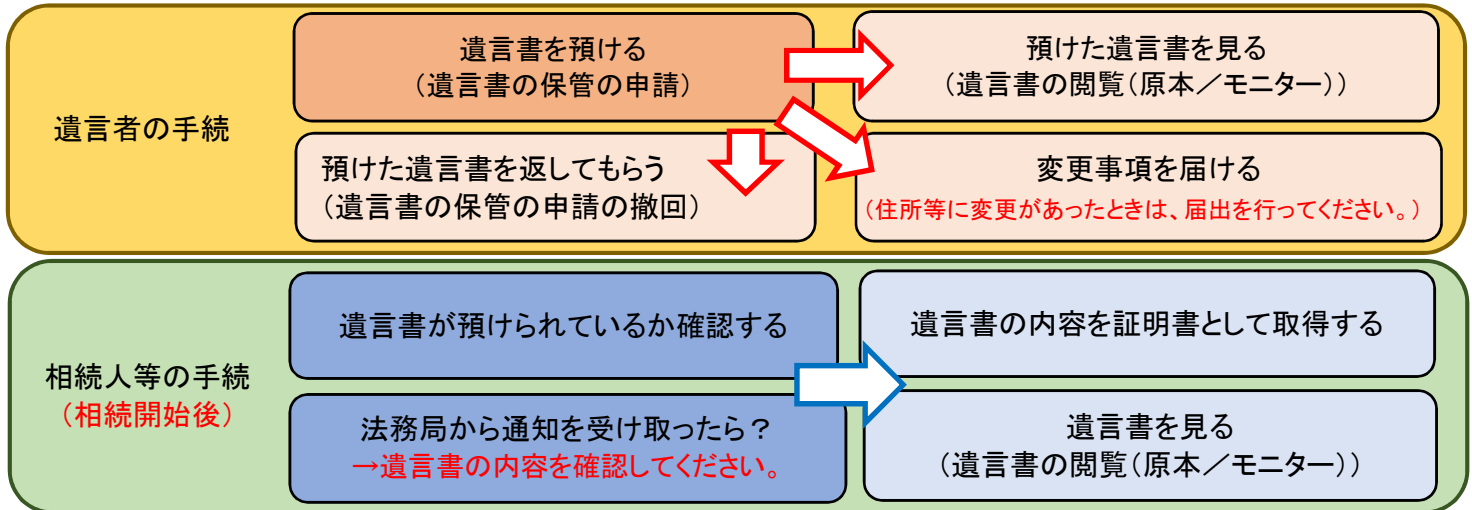
そこで、これらの問題点を解消するための方策として、全国の法務局（※本局・支局等合計312か所）で遺言者が作成した遺言書の保管等を行う新しい制度が創設されました。

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い(遺言書の作り方・残し方の選択肢)

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	自宅等で保管 (従来の制度)	法務局で保管 (R2.7.10から)	
概要	自分で全文を書く(自書する。) *ただし、財産目録は、パソコンで作成可		法律の専門家である公証人が 正確に作成し、保管する。
手順	自宅等	法務局	公証役場
	《遺言を書く前の準備》 ●確認すること <ul style="list-style-type: none"> 法律について(法定遺言事項) 相続財産を書き出す 相続人が誰か調べる ●決めておくこと <ul style="list-style-type: none"> 遺言の内容(税法上の問題がないかを含む。) 遺言執行者 予備的遺言(必要な場合) 相続分配の理由 		公証人に相談し、アドバイスを 受けながら、遺言者の真意を 正確にまとめ、作成してくれる。
	《遺言を書く》 ●自書する。(全文、日付、氏名の自署が必要) *内容について、法律的に不備がないよう、 具体的・正確に記載する。 →遺言の内容があいまい・不正確な場合は、 相続人間で争いになるおそれがある。 ●押印する。		● 確実 …不備により無効になるおそれがない。 遺言内容を確実に実行できる。 ● 安心 …発見されない、改ざん、隠ぺい等 のおそれがない。
	《遺言書を自宅等で保管》 ●改ざん防止のため、封筒 に入れて封印することが望 ましい。 ●遺言書の存在について相 続人が気づかない場合や、 紛失のおそれがある。	《遺言書を法務局で保管》 ●未封の遺言書と申請書、 添付書類等を提出する。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> 遺言の内容の助言・ 審査はできません。 </div>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> 信頼性が高い制度 </div> <p>★詳しくは、公証役場へお問合せください。</p>
本人確認	不要	必ず法務局に出頭	公証役場に出頭(原則) (ただし、公証人が出張することが可能)
手数料	不要	要(3,900円)	要(財産価格による)
裁判所の 検認	要	不要	不要

大切な人・ご家族のために遺言書を作りましょう！

自筆証書遺言書保管制度の主な手続



遺言書の保管の申請(遺言者)

- ①自筆証書遺言に係る遺言書を作成する。
- ②保管の申請をする遺言書保管所を決める。
(以下のいずれかを管轄する遺言書保管所)
 - ・遺言者の住所地
 - ・遺言者の本籍地
 - ・遺言者が所有する不動産の所在地
- ③申請書を作成する。
- ④保管の申請の予約をする。
- ⑤保管の申請をする。
遺言書、申請書(法務省ホームページからダウンロードできます。)、添付書類(本籍及び筆頭者の記載のある住民票等)、本人確認書類(顔写真付き)、手数料1通3,900円
- ⑥保管証を受け取る。



遺言書情報証明書の交付(相続人等)

- ①交付の請求をする遺言書保管所を決める。
(全国のどこの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。)
- ②遺言書情報証明書の交付請求書を作成する。
遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍)謄本、相続人全員の戸籍謄本、相続人全員の住民票の写し等
*これらの添付書類は、「法定相続情報一覧図の写し」(住所の記載があるもの)でも可
- ③交付の請求の予約をする。
- ④交付の請求をする。(手数料1通1,400円)
- ⑤証明書を受け取る。
*相続人等が証明書の交付を受けると、その方以外の相続人に対して保管している旨の通知をします。

よくあるお問合せ

Q. 保管の対象となる遺言書は、どのようなものですか？

A. 保管の対象となるのは、自筆証書による遺言のみです。また、遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成され、封のされていないものでなければなりません。

Q. 自筆証書遺言書の内容について、相談できますか？

A. 遺言書保管所では、遺言書の内容について相談をお受けすることはできません。

Q. 遺言書の保管の申請は、郵送や代理でもできますか？

A. 遺言書の保管の申請は、郵送や代理による申請はできません。遺言者本人が、窓口へ直接来庁していただく必要があります。

Q. 本人確認について、顔写真付きの身分証明書を所持していない場合どうすればよいですか？

A. 本人確認書類(顔写真付き)がなければ、保管の申請はできません。例えば、マイナンバーカードをお作りいただく方法があります。

Q. 遺言者本人が病気のため遺言書保管所へ出頭できない場合は、どうすればよいですか？

A. 本人出頭主義を課していることから、その場合には、本制度をご利用いただけません。なお、介助のために付添人が同伴していただくことは差し支えありません。

Q. 自筆証書遺言と公正証書遺言とどちらを選べばよいですか？

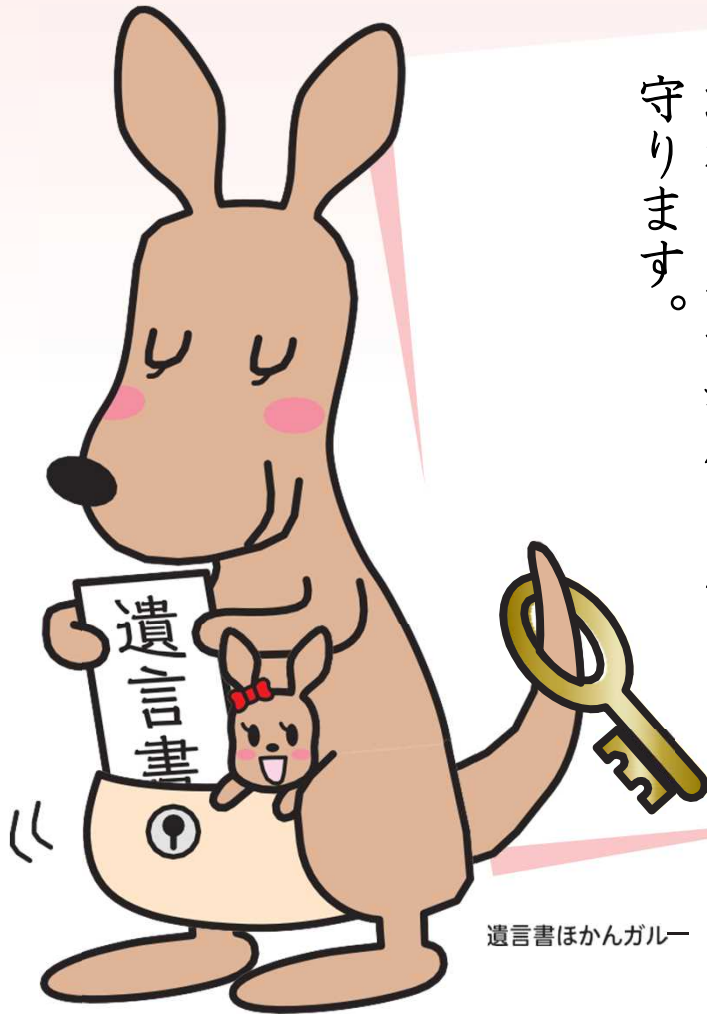
A. 自筆証書遺言と公正証書遺言の主な特徴については、表面に記載していますので、参考にしてください。どちらを選ぶべきかは、ご本人の判断ですので、遺言書保管所ではお答えできません。

自筆証書遺言書保管の申請等は全て予約制です。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

【お問合せ先】 松江地方法務局供託課
☎(0852)32-4240

自筆証書遺言書保管制度 (お知らせ)



あなたの大切な遺言書を
法務局(遺言書保管所)が
守ります。

遺言者の手続

・遺言書の保管の申請
(P 3)

相続人等の手続

・証明書の請求(P 4、5)

松江地方法務局
0852-32-4240

出雲支局
0853-20-7732

浜田支局
0855-22-0959

益田支局
0856-22-0429

西郷支局
08512-2-0240

松江地方法務局



自筆証書遺言書保管制度について

なぜこの制度が必要なの？



遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれ指摘されています。

この自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が創設されました。

- ✕ 相続人に発見されないことがある
- ✕ 改ざんされるおそれがある

主に遺言書作成後の管理に起因するトラブル

↑ 解消策

法務局（遺言書保管所）が遺言書を保管する制度

ぜひ、ご活用ください。



高齢化の進展とともに、「終活」等が浸透しつつあると言われていますが、**ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たっては、ぜひ本制度をご活用ください。**

※法務局（遺言書保管所）に保管の申請をされた場合には、ご家族のどなたかにその旨お伝えになると、相続開始後の証明書の請求等の手続もスムーズに行われます。



自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言（民法968条）

- ・遺言者本人が遺言書の全文（財産目録を除く）、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができます。
- ・遺言者自身で作成するため費用はあまりかかりません。

本制度を利用すれば、法務局に預けることができます。

- ・遺言者本人の判断で適宜の方法により保管することとなります。
- ・相続開始後、相続人等が家庭裁判所に検認を請求する必要があります。

本制度で保管された遺言書は検認は不要です。



公正証書遺言（民法969条）

- ・法律専門家である公証人の関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う遺言で、公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性の確認、遺言内容についての助言等を行います。
- ・財産の価額に応じた手数料がかかります。
- ・遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合は、公証人が出張して作成することができます。
- ・原本は公証役場において厳重に保管されます。
- ・検認は不要です。

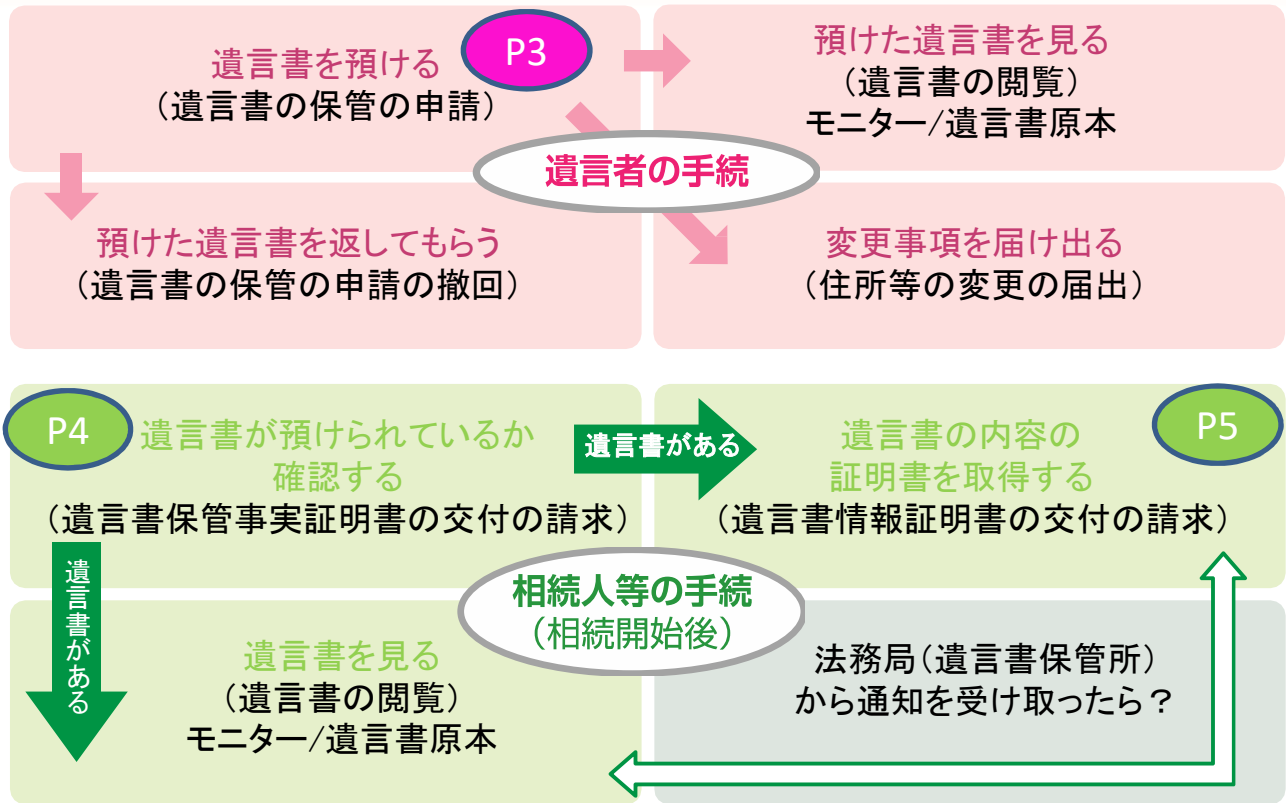
作成方法

保管方法

その他



自筆証書遺言書保管制度の主な手続



相続をめぐる紛争を防止する観点から、本制度では、

- ①自筆証書遺言に係る遺言書を**法務局(遺言書保管所)**でお預かりします。
- ②保管の際は、法務局職員(遺言書保管官)が民法の定める自筆証書遺言の方式について**外形的な確認(全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等)**を行います。
※遺言の内容について、法務局職員(遺言書保管官)が**相談に応じることはできません**。
※本制度は、保管された遺言書の**有効性を保証するものではありません**。
- ③お預かりする遺言書は、その原本及びデータを**長期間適正に管理**します。
- ④相続開始後は、相続人等に遺言書の内容が確実に伝わるよう、**証明書の交付**や**遺言書の閲覧等**に対応します。
- ⑤相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書の閲覧をした場合には、その他の全ての相続人等へ**遺言書が保管されている旨の通知**をします。
法務局(遺言書保管所)から**通知**を受けた方は遺言書の閲覧等を行い、遺言書の内容を確認することができます。
- ⑥本制度で保管されている遺言書は、家庭裁判所の**検認が不要**となります。



死亡時の通知制度

遺言者が亡くなっても、相続人等が遺言書の存在を知らないと、結局遺言書が発見されないのと同じで、遺言者の思いがかなえられないことになりかねません。

そこで、**遺言者があらかじめ申出**をすることで、**遺言者の死後、遺言者が指定した方(3名まで)に対して、法務局が遺言書を預かっている旨の通知を発送**することができ、この通知を**指定者通知**といいます。

法務局では、遺言者の死亡を確認したときに指定者通知を発送しますが、相続人等はこの通知により遺言書の存在を知ることができることとなります。

遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

保管の申請の流れ

（遺言書及び申請書は、事前に作成願います。）

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める



保管の申請ができる遺言書保管所

遺言者の住所地

遺言者の本籍地

遺言者が所有する不動産の所在地

のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所になります。

3 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください。

申請書の様式は、法務省HP (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



4 保管の申請の予約をする（完全予約制）



5 保管の申請をする

次の②から④までのものを持参して、予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください。

② 遺言書

ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。

③ 申請書

あらかじめ記入して持参してください。

④ 添付書類

本籍と戸籍の筆頭者の記載のある住民票の写し等

※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文

⑤ 本人確認書類（顔写真付きの官公署から発行されたものいずれか1点）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 等（有効期限内のもの）

⑥ 手数料

遺言書の保管の申請の手数料は、1通につき3,900円です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



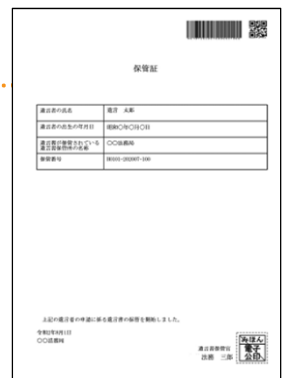
6 保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →

手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡します。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等 → P5 参照 をするときに、保管番号があると便利です。大切に保管してください。

遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。



相続人等が遺言書が預けられているか確認することができる (証明書請求)

遺言書保管事実証明書とは

遺言書保管事実証明書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分を相続人や受遺者等又は遺言執行者等とする遺言書が保管されているか否かの確認ができます(遺言者が亡くなられている場合に限られます)。

遺言書保管事実証明書の交付の請求の流れ

1 交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所
全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。

2 請求書を作成する



交付の請求ができる者

・相続人・遺言執行者等・受遺者等 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

- ⑦遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍(除籍)謄本
- ⑧請求人の住民票の写し

相続人が請求する場合

- ⑨遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本

法定代理人が請求する場合

- ⑩戸籍謄本(親権者)や登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)

請求人が法人である場合

- ⑪法人の代表者事項証明書(作成後3か月以内)

3 交付の請求の予約をする

➡ P3 参照

4 交付の請求をする

遺言書保管事実証明書の手料は、1通につき800円です(必要な収入印紙を手料納付用紙に貼ってください)。
送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

5 証明書を受け取る

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確認をした後、遺言書保管事実証明書をお渡します。

➡ P3 参照

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書保管事実証明書を送付します。

遺言書が保管されている場合には、遺言書情報証明書の交付の請求 ➡ P5 参照
や遺言書の閲覧を行い、遺言書の内容を確認することができます。

↓ 交付される証明書のイメージ画像 →

相続人等が遺言書の内容の証明書を取得する（証明書の請求）

遺言書情報証明書とは

相続人等は、遺言書情報証明書の交付の請求をし、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容の証明書を取得することができます（遺言者が亡くなっている場合に限られます）。

遺言書情報証明書の交付の請求の流れ

1

交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。



交付の請求ができる者

- ・相続人
- ・受遺者等
- ・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の
法定代理人

2

請求書を作成する

法定相続情報一覧図の写しを活用ください！



添付書類

- ① 遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍)謄本
(法定相続情報一覧図の写しの場合不要)
- ② 相続人全員の戸籍謄本(法定相続情報一覧図の写しの場合不要)
- ③ 相続人全員の住民票の写し

受遺者、遺言執行者等が請求する場合 請求人の住民票の写し

請求人が法人である場合 法人の代表者事項証明書
(作成後3か月以内)

法定代理人が請求する場合 戸籍謄本(親権者や登記事項証明書
(後見人等)(作成後3か月以内)

↓ 交付される証明書のイメージ画像

遺言書情報証明書	
遺言者	
氏名	遺言 太郎
出生の日付日	昭和〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
本籍又は原籍(国又は地域)	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

3

交付の請求の予約をする

➡ P3 参照

4

交付の請求をする

遺言書情報証明書の手数料は、1通につき1,400円です(必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください)。送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

5

証明書を受け取る

- ・遺言書情報証明書は、登記や各種手続に利用することができます。
- ・家庭裁判所の検認は不要です。

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確認をした後、遺言書情報証明書をお渡します。

➡ P3 参照

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書情報証明書を送付します。

遺言書	
1	私は、私の所有する別荘1の不動産を、長男遺言一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。
2	私は、私の所有する別荘2の(不動産)を、次の者に遺贈する。 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 氏名 中山花子 生年月日 昭和〇年〇月〇日
3	私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 職業 弁護士 氏名 東京和男 生年月日 昭和〇年〇月〇日
令和2年7月10日	
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇	
遺言太郎	
上記2中、3字別除3字追加 遺言太郎	

その他の相続人等への通知

相続人等が証明書の交付を受けると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。